

目次

はじめに
用語やアイコンについて

資産管理ルールの概要

- 1-1. NEDOにおける資産管理
- 1-2. 資産管理のキホン
- 1-3. 資産の目的外使用について

資産登録編

- 2-1. 資産登録のキホン
- 2-2. 資産登録情報の変更
- 2-3. 資産登録時の留意点
- 2-4. PMSを用いた資産登録等の実際

資産棚卸編

- 3-1. 資産の棚卸

損害保険編

- 4-1. 損害保険のキホン

資産処分編

- 5-1. 資産処分のキホン
- 5-2. 資産処分時の留意点
- 5-3. PMSを用いた資産処分の実際

問い合わせ先

1-1. NEDOにおける資産管理

1. NEDO研究開発資産とは

委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産（機械装置、工具等）を研究開発資産と呼びます。

本説明資料で主に対象とする研究開発資産とは、下表の「資産の帰属」がNEDOである資産です。これに加え、過去にNEDO委託事業で取得し、別のNEDOの委託、補助事業に転用されているNEDO帰属資産も対象となります。

これらを本資料中は「NEDO研究開発資産」と呼びます。

< 委託事業で取得した資産の帰属（実施者別） >

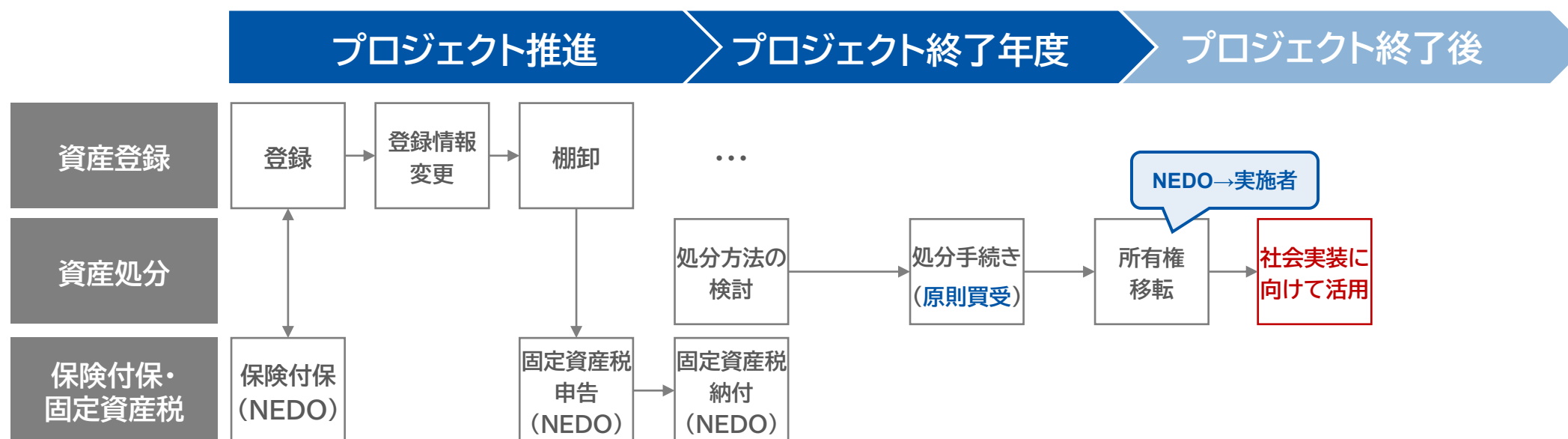
委託先	企業等（公益法人含む）			国立研究開発法人・大学等	
条件	取得価額50万円以上 （税込） かつ 使用可能期間1年以上 （法定耐用年数）	NEDO帰属資産に 対する10万円以上 （税込）の改造	それ以外	● 再委託先の民間企業等が取得 ● 50万円以上（税込）かつ使用可能期間1年以上 ● 事業終了後に民間企業が活用（NEDOと要事前相談）	それ以外
資産の帰属	<u>NEDO</u>			<u>NEDO</u>	実施者

1-1. NEDOにおける資産管理

2. プロジェクトライフサイクルと資産管理業務

NEDO研究開発資産に対しては、その登録、管理、納税、保険付保及び事業終了後の社会実装に向けた譲渡等の手続きがあり、これらをすべて「**資産管理業務**」と呼びます。

事業開始から終了までの**プロジェクトライフサイクルと資産管理業務の関係性**は下図のとおりです。



※ 実施順序やタイミングは一般的なケースとして記載しています。登録情報の変更や改造などは事業によってさまざまなタイミングで発生します。

1-2. 資産管理のキホン

1. 資産登録の必要性

NEDO研究開発資産は、取得時に事業者の皆さまからNEDOに「**資産登録**」を行っていただきます。この情報をもとに、NEDOが資産設置自治体への固定資産税申告や納付、必要に応じて保険付保等、プロジェクト遂行のために必要な各種管理・手続き等を実施します。

(参考) 契約約款第20条第1項

乙が委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産(以下単に「取得財産」という。)のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上(甲の財産を改造するために購入又は製造したものであって取得価額が10万円以上の取得財産を含む。)の取得財産の所有権は、**乙が検収又は竣工の検査により委託業務の実施に供する機能を発揮する完成品であることを確認した時**をもって甲に帰属するものとし、同時に甲は、甲に帰属した取得財産を乙が使用することを認めるものとする。(甲:NEDO、乙:事業者)

(参考) 取得時の考え方

取得時について約款上では「検収又は竣工の検査をした時」と記載していますが、例えば、複数の部品・装置からなるパイロットラインの場合、いつの時点を目指すのでしょうか。

これは**委託業務の実施に供する機能を発揮する完成品であることを確認した時点**となります。例として示したパイロットラインの場合、個々の部品や装置単体の状態でプロジェクトで活用しないのであれば、個々の部品の検収時ではなく、パイロットライン全体として稼働をし、研究開発の用に供せることを確認した時点で、資産登録を行っていただき、NEDO帰属資産となります。登録単位の考え方については、25頁でもご説明します。

1-2. 資産管理のキホン

1. 資産登録の必要性（続）

- 資産登録には、プロジェクト開始時に開通する「**NEDOプロジェクトマネジメントシステム**」(PMS)を利用して届出をいただきます。
資産を**取得した翌月の第5営業日**までにシステムで手続きを行ってください。

（参考） 契約約款第20条第7項

取得財産のうち、約款第20条第1項に規定するNEDOに帰属する資産については、
取得月の**翌月第5営業日**（12月取得にあつては12月最終営業日）**までに報告**しなければならない。

- 再委託先(企業等)が取得した資産もNEDO研究開発資産となりますので、**委託先実施者の皆さま**が登録手続きを行ってください(再委託先は委託先へ資産登録情報を提出する)。

1-2. 資産管理のキホン

2. 正確な情報の登録

実施者の皆さまに登録いただく情報をもとに固定資産税の申告や保険の申請等を行いますので、正確な情報の登録をお願いします。

(ケース①)

資産の設置場所が変わったのに、NEDOに変更登録を行うのを失念していた。

▶ 異なる自治体に申告・納付したことが発覚した場合、申告先への取り消し、返還請求、移設後の自治体への追徴の手続等、膨大な業務が追加されることになります。

3. 善管注意義務

実施者の皆さまは、NEDO研究開発資産に対して、業務委託契約に基づき**善良な管理者の注意**をもって資産の管理を行っていただきます。管理いただく期間は、当該事業の供用が完了し、**NEDOが指定する相手先に引き渡すまで**となります。

(参考) 契約約款第20条第3項

乙は、取得財産を**善良な管理者の注意をもって管理するもの**とし、第1項に規定する甲に帰属する取得財産について、乙が管理する期間は、乙が財産の検収又は竣工の検査をした日から甲の指示に基づき甲が指定する相手先に引き渡す日までとする。

1-2. 資産管理のキホン

4. 資産標示票

NEDO研究開発資産は、他の財産と区分するために、**資産標示票を貼付して管理**していただきます。資産標示票は、資産登録後にNEDOから実施者の皆さまに送付いたします。

実施者帰属の資産についても様式は問いませんが、同様に資産標示票で管理してください。

資産が小型など貼付できない場合は、置いてあるテーブルや保管箱に貼付する等管理しやすい方法を検討ください。

The image shows a sample of the NEDO Asset Label Form. It includes the NEDO logo at the top. Below the logo, there is a table with the following fields: 資産管理番号 (Asset Management Number), 契約者名 (Contractor Name), 契約番号 (Contract Number), 契約内容 (Contract Content), NEDO所有比率 (NEDO Ownership Ratio), and 管理者 (Manager). At the bottom, there is a note: 'この票は、当機関の許可なく譲渡・廃棄・移転等できません。' (This form cannot be transferred, discarded, or moved without the permission of this institution.) and the footer: '国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構' (National Institute of Advanced Industrial Science and Technology).

(参考) 契約約款第20条第4項

乙は、取得財産について他の財産と区分するために、**標示票を貼付して管理しなければならない。**

5. 目的外使用の禁止

実施者の皆さまは、**取得資産を委託業務以外の目的に使用することはできません。**ただし、NEDOが認めた場合、空き時間等に関り使用を可能としているケースがあり、詳細は15頁をご確認ください。

(参考) 契約約款第20条第5項

乙は、**取得資産を委託業務以外の目的に使用してはならない。**ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

1-2. 資産管理のキホン

6. 固定資産税の申告・納税について

- NEDOに帰属する研究開発資産の**固定資産税の申告・納税は、NEDOが実施します。**
- 6頁で説明したように、補助事業において**過去のNEDO委託事業の資産の貸与を受けている場合、**固定資産税の申告・納税はNEDOが実施しますが、その後、**当該相当額を貸与先の実施者に請求**いたします。
- 一部の事業でのみ取り扱われている**共同研究の場合、共同研究先の持ち分については、共同研究先で申告・納税**していただきます。

7. 損害保険の付保について

NEDO研究開発資産については、実施者の皆さまが付保を希望する旨をPMSに登録した場合に、**NEDOが損害保険を付保**します。例えば、実施者の方ですでに事業所内の資産に包括的な保険等を契約し、万が一の事故等に対応できる場合は希望いただかなくて結構です。

登録手続きや補償範囲等の詳細は44、55、68頁をご確認ください。

(参考) 契約約款第22条第1項

甲は、委託業務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、第20条第1項に規定する甲に帰属する取得財産に対して損害保険を付保するものとする。ただし、乙が損害保険を付保することが適切であると認められるときであって甲が承認した場合は、乙が損害保険を付保することができるものとする。

1-2. 資産管理のキホン

8. 使用後の処分について

目的を達成し、使用が完了したNEDO研究開発資産は、実施者の皆さまに**原則、有償で買い受けて**いただきます。その他の資産処分方法については76頁以降をご確認ください。

(参考) 契約約款第20条の2第1項

甲は、第20条第1項に規定する甲に帰属する取得財産及び甲が乙に本委託業務における使用を許諾した甲所有の財産(以下本条において「取得財産」という。)を、委託業務の完了後又は委託期間終了後(第9条に規定する継続申請に基づき契約した場合は、その契約の委託業務の完了後又は委託期間終了後。以下同じ。)、**甲が提示する譲渡価格をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。**

9. 資産処分に関する早期検討のお願い

事業終了後の処分方法について、終了直前でトラブルにならないように**プロジェクト初期から継続的にNEDOプロジェクト担当者も交えて議論**を行うようにしてください。

また、**事業期間中の廃棄**(耐久性の評価のための解体研究や第三者敷地の現状復帰のための廃棄等)が想定される場合、**実施計画書への記載が必要**となっています。登録前に必ず**NEDOプロジェクト担当者に相談**してください。

1-2. 資産管理のキホン

～ 本当にその資産の取得が必要ですか？ ～

ここまで資産管理について説明してきましたが、プロジェクト終了後は**契約約款に基づき、原則、プロジェクト終了時の簿価相当額で買い受けていただきます。**

NEDOの役割は**成果の社会実装を促進**することであり、プロジェクト中に取得したNEDO研究開発資産は、さらなる開発、実用化に向けて**実施者の皆さまに有効活用いただくことが前提**となっているためです。

(参考) 業務委託契約約款第20条の2第1項

甲は、第20条第1項に規定する甲に帰属する取得財産及び甲が乙に本委託業務における使用を許諾した甲所有の財産（以下本条において「取得財産」という。）を、**委託業務の完了後又は委託期間終了後**（第9条に規定する継続申請に基づき契約した場合は、その契約の委託業務の完了後又は委託期間終了後。以下同じ。）、**甲が提示する譲渡価格をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。**

プロジェクト終了後にどうしても**活用が見込めない場合**や有償買取のための**予算確保に懸念がある場合**、また、高価な装置にもかかわらず**事業期間中の使用頻度が低い場合等**は、**中古品やレンタル等で代替できないかなど、真に委託業務で取得することが不可欠なのか吟味をお願いします。**

プロジェクト終了後は確定検査だけでなく、会計検査院等の外部検査の対象となる可能性もあります。**公正な執行にご協力をお願いいたします。**

1-3. 資産の目的外使用について

1. NEDO帰属資産の場合

NEDO研究開発資産の**目的外使用は原則禁止**ですが、一部例外的に認めているケースをご説明します。
NEDO帰属資産については、使用先ごとに目的外利用が可能な用途・目的が異なります。

目的外使用する者	目的外使用可能な用途・目的
実施者本人	他のNEDO事業又は「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)」別表第二に掲げるものが委託する事業のみ
当該委託事業の参画先 (例:共同研究先、再委託先等)	当該委託事業の目的内の研究開発のみ
大学・国立研究開発法人等 (実施者以外)	収益事業以外

なお、目的外使用に当たっては以下の全ての条件を満たすことが必要です。

- 当該委託業務の推進に支障がないこと。
- NEDOの承認を得ること。(※)
- 当該委託業務の委託先は共用使用にかかる管理責任を負うこと。
- 目的外使用にかかる実費及び修理費は、共用使用先の負担とする。
- 原則、目的外使用に伴う設置場所変更及び改造は行えない。

(※)国の補助金を原資とする場合は追加で大臣承認も必要なことがあります。プロジェクト担当にご確認ください。

1-3. 資産の目的外使用について

2. 実施者帰属資産の場合

6頁の表で実施者帰属となっている資産について、目的外使用は**NEDOが認めた場合を除き原則禁止**です。

ただし、以下の全ての条件を満たす場合のみ、NEDOが包括的に事前承認を与えたときのみ下表の用途・目的の範囲内で使用することができます。

<条件>

- 当該委託業務の推進に支障がないこと。
- 使用目的は、収益事業ではないこと。
- 使用にかかる実費及び修理費は、自己負担とする。
- NEDOが当該委託業務以外への使用状況について報告を求めたときは回答すること。

目的外使用する者	目的外使用可能な用途・目的
民間企業等	当該委託業務以外の 公的研究開発事業
大学・国立研究開発法人等	当該委託業務以外の 研究や教育活動